

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	1	上(簡易)水道料金
分科会	1	上水道分科会	調整項目	1	水道料金

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	水道係	担当者名	

現況						調整方針			備考	
記載事項	中条町			黒川村						
概要	上水道事業 一般の需要に応じて、『水道』により水を供給する給水人口が5,001人以上の事業をいう。 『水道』・・・導管等で飲用に適する水を供給 (水道法第3条第1項から第2項) 給水区域 中条町全域(桃崎浜の一部を除く) 給水区域の内、上水道でない地区 協和町、倉敷町(専用水道)			簡易水道事業 一般の需要に応じて、計画給水人口が101人以上5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。 (水道法第3条第1項から第3項) 給水区域 第1簡易水道事業(計画給水人口 3,580人) 黒川、下江端、東牧、近江新、蔵王、切田、塩沢、塩谷、下館の一部 第2簡易水道(計画給水人口 3,300人) 下館の一部、下赤谷、太田野原、坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、川合、須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鎌江			現行のとおりとする。			
基本料金	上水道			簡易水道						
	用途	水量	料金(月額・消費税別)	用途	水量	料金(月額・消費税別)				
	家事用	10m ³	1,700円	家事用	10m ³	1,200円				
	営業用	30m ³	5,300円	営業用	30m ³	3,800円				
	官公署学校用	50m ³	8,900円	官公署学校用	50m ³	6,400円				
	工場用	400m ³	74,000円	工場用	100m ³	13,200円				
病院用	50m ³	10,300円	病院用	50m ³	10,300円					
算定方法	基本料金、超過料金、メーター使用料を合計した額に消費税等相当額を加え、その合計額に1円未満の端数が出た場合はその端数の金額を切り捨てる。			基本料金、超過料金、メーター使用料を合計した額に消費税等相当額を加え、その合計額に10円未満の端数が出た場合はその端数の金額を切り捨てる。			現行のとおりとする。 合併後、黒川村の例により統一する。			
関係法令等	中条町給水条例			黒川村簡易水道給水条例			財政への影響額			
	中条町給水条例施行規則			黒川村簡易水道給水条例施行規則			単位：千円			
							予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
							中条町	592,160	591,673	487
						黒川村				
						計	592,160	591,673	487	
						備考 平成15年度当初予算ベース				